

○内閣府  
経済産業省 令第 号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、並びに特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第十八条第一項、第十九条第一項及び第二項、第二十二条第一項第四号及び第五号、第三十八条第一項第四号並びに第六十六条の五第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

経済産業大臣 ●●●●

特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令

特定商取引に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>第二十五条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>一 販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>〔一・三 略〕</p> <p>4 [略]</p> <p>(法第十三条第一項の規定により通知しなければならない書面による通知に係る電磁的方法)</p> <p>第三十九条 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>イ 販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機と申込みをした者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>〔ロ・ハ 略〕</p> <p>二 [略]</p>	<p>第二十五条 [略]</p> <p>2 [同上]</p> <p>3 [同上]</p> <p>一 販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>〔一・三 同上〕</p> <p>4 [同上]</p> <p>(法第十三条第一項の規定により通知しなければならない書面による通知に係る電磁的方法)</p> <p>第三十九条 [同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>イ 販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機と申込みをした者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>〔ロ・ハ 同上〕</p> <p>二 [同上]</p>

〔2・3 略〕

第四十七条 法第十八条第一項又は法第十九条第一項若しくは第二項の規定により交付する書面に記載する法第十八条第一項第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場  
合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一 〔略〕	イ ト 略
二 〔略〕	イ チ 略
三 役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項	イ 〔略〕 ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、役務提供事業者が法第二十一条第一項の規定に違反して役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わな

〔2・3 同上〕

第四十七条 法第十八条第一項又は法第十九条第一項若しくは第二項の規定により交付する書面に記載する法第十八条第一項第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場  
合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一 〔同上〕	イ ト 同上
二 〔同上〕	イ チ 同上
三 役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項	イ 〔同上〕 ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、役務提供事業者が法第二十一条第一項の規定に違反して役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行

つた場合には、当該役務提供事業者が交付した法第二十四条第一項ただし書の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面又は電磁的記録により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。

〔ハクト 略〕

(電話勧誘顧客の財産の状況に照らし不相当と認められる行為)

第六十三条 「略」

一 正当な理由がないのに電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について、当該売買契約又は役務提供契約に基づく債務を履行することにより電話勧誘顧客（法第二条第三項の電話勧誘顧客をいう。次条第三号及び第七号において同じ。）にとつて当該売買契約に係る商品若しくは特定権利（法第二条第四項第一号に掲げるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）と同種の商品若しくは特定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなること又は当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において

わなかつた場合には、当該役務提供事業者が交付した法第二十四条第一項ただし書の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面又は電磁的記録により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。

〔ハクト 同上〕

(電話勧誘顧客の財産の状況に照らし不相当と認められる行為)

第六十三条 「同上」

一 正当な理由がないのに電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について、当該売買契約又は役務提供契約に基づく債務を履行することにより電話勧誘顧客（法第二条第三項の電話勧誘顧客をいう。次条第三号において同じ。）にとつて当該売買契約に係る商品若しくは特定権利（法第二条第四項第一号に掲げるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）と同種の商品若しくは特定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなること又は当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要

て通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることとなることを知りながら勧誘すること。

二 「略」

(電話勧誘販売における禁止行為)

第六十四条 「略」

「一〇六 略」

七 「略」

イ 電磁的方法による提供を希望しない旨の意思を表示した電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に対し、電磁的方法による提供に係る手続を進める行為

ロ 電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなるものにつき、不実のことを告げる行為(法第二十一条第一項に規定する行為を除く。)

「六〇ホ 略」

ヘ 第五十条第三項又は第六十条第三項の確認に際し、偽りその他不正の手段により電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に不当な影響を与える行為

ト 第五十条第三項又は第六十条第三項の確認をせず、又は確認ができない電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に対し電磁的方法による提供をする行為

チ 偽りその他不正の手段により電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の承諾を代行し、又は電磁的方法

とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることとなることを知りながら勧誘すること。

二 「同上」

(電話勧誘販売における禁止行為)

第六十四条 「同上」

「一〇六 同上」

七 「同上」

イ 電磁的方法による提供を希望しない旨の意思を表示した顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に対し、電磁的方法による提供に係る手続を進める行為

ロ 顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなるものにつき、不実のことを告げる行為(法第二十一条第一項に規定する行為を除く。)

「六〇ホ 同上」

ヘ 第五十条第三項又は第六十条第三項の確認に際し、偽りその他不正の手段により顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に不当な影響を与える行為

ト 第五十条第三項又は第六十条第三項の確認をせず、又は確認ができない顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に対し電磁的方法による提供をする行為

チ 偽りその他不正の手段により顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の承諾を代行し、又は電磁的方法により提

により提供される事項の受領を代行する行為

リ イからチまでに掲げるもののほか、電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の意に反して承諾させ、又は電磁的方法により提供される事項を受領させる行為

(連鎖販売取引における禁止行為)

第八十七条 「略」

〔一〕三 略〕

四 その連鎖販売業を行う者が法第三十七条第一項又は第二項に規定する書面を交付しなければならぬ場合において、その書面を交付しないことを唆し、又は同条第一項若しくは第二項に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付することを唆すこと。

〔五〕十二 略〕

(公示送達の方法)

第百五十四条 法第六十六条の五第二項に規定する主務省令で定め

る方法は、主務大臣の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)と同項に規定する旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(主務大臣の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする

供される事項の受領を代行する行為

リ イからチまでに掲げるもののほか、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の意に反して承諾させ、又は電磁的方法により提供される事項を受領させる行為

(連鎖販売取引における禁止行為)

第八十七条 「同上」

〔一〕三 同上〕

四 その連鎖販売業を行う者が法第三十七条第一項又は第二項に規定する書面を交付しなければならぬ場合において、その書面を交付しないことを唆し、又は同条第一項又は第二項に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付することを唆すこと。

〔五〕十二 同上〕

〔条を加える。〕

- 一 主務大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第六十六条の五第二項に規定する旨をその旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

この命令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。ただし、第二十五条第三項、第三十九条第一項第一号、第四十七条の表、第六十三条第一号、第六十四条第七号及び第八十七条第四号の改正規定は、公布の日から施行する。